

文書番号	6-2	VER. 8
------	-----	--------

環境目標の設定及び見直し要領

改訂履歴	施行年月日	内容	施行年月日	内容
	平成10年8月15日	制定	平成27年4月1日	一部改訂
	平成10年10月15日	全部改訂	平成28年4月1日	一部改訂
	平成10年11月16日	一部改訂	令和4年1月25日	一部改訂
	平成11年2月1日	一部改訂	令和 年 月 日	
	平成12年2月1日	一部改訂	令和 年 月 日	

規定内容	
	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 趣旨</p> <p>第2条 環境目標</p> <p>第2章 区全体の環境目標の設定及び見直し</p> <p>第3条 環境目標の設定</p> <p>第4条 「エコポリス板橋」推進本部の審議</p> <p>第5条 決定及び登録</p> <p>第6条 見直し</p> <p>付 則</p>

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	6-2	ページ 1/2
環境目標の設定及び見直し要領			
第1章 総則			
(趣旨)			
第1条 ISO14001の規格の要求事項に沿った環境目標の設定及び見直しに関し必要な事項を定める。			
(環境目標)			
第2条 環境目標は中・長期的な環境方針の達成点として、区行政全体に関する方向性を示したものである。			
2 環境目標は、できるだけ数値化する。			
第2章 区全体の環境目標の設定及び見直し			
(環境目標の設定)			
第3条 システムの構築及び環境目標の見直しにあたり、環境管理責任者は、以下の事項に基づき環境目標の案を作成し、実施部門を特定する。			
(1) 環境方針との整合			
(2) 環境影響評価の結果			
(3) 法的及びその他の要求事項			
(4) 環境改善に係る職員提案			
(5) 区民等の意見			
(6) 財政上の制約及び技術的な見地から見た実現の可能性			
2 全部門に共通する環境目標(共通目標)は、環境管理責任者が環境管理事務局と協議して設定する。			
3 実施部門が限定される環境目標(個別目標)は、環境管理責任者が関連する実行部門長と協議し設定する。ただし、環境保全項目の目的のうち、行政計画等に基づくものの目標は、個々の計画に規定された目標値とする。			
4 環境管理責任者は、環境目標の案を「エコポリス板橋」推進本部の審議にかける。			
(「エコポリス板橋」推進本部の審議)			
第4条 「エコポリス板橋」推進本部は、環境管理責任者から提出された環境目標の案について、速やかに審議する。			
(決定及び登録)			
第5条 環境管理責任者は、「エコポリス板橋」推進本部の審議の結果を踏まえ、環境目標を決定する。			
2 環境管理総括者は、決定された環境目標を承認する。			
3 環境管理事務局は、環境管理総括者が承認した環境目標をシステムに登録する。			

環境目標の設定及び見直し要領

(見直し)

第6条 環境管理総括者は、環境目標の達成の度合いや内部環境監査の結果、関係する計画の変更、社会・経済状況の変化並びに区民の意見等を考慮し、必要に応じて環境目標の見直しを行う。

2 前項の見直しの結果、環境管理総括者が環境目標の更新若しくは部分変更又は新規設定が必要であると判断した場合は、環境管理責任者に見直しについて指示する。

3 前項の以後の手続きについては、前3条の規定による。

(運用管理)

第7条 環境管理責任者は、環境目標を達成するために「運用管理要領(8-1)」を定める。

付 則 この要領は、平成10年8月31日から施行する。

付 則 この要領は、平成10年10月15日から施行する。

付 則 この要領は、平成10年11月16日から施行する。

付 則 この要領は、平成11年2月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成12年2月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、令和4年1月25日から施行する。